

宮古島市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

宮古島市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定業務

2. 業務の目的

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定した現計画を検証しながら、厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定する。

3. 委託期間

契約を締結した翌日から令和6年3月15日

4. 業務内容

- (1) 市の障害福祉サービス等の現状と課題を把握するとともに、「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい福祉計画」の点検を行い、さらに国の指針等を踏まえながら障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定められた「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定を行う。
- (2) 計画対象事業所等における福祉ニーズを把握するためのアンケート調査の実施支援
- (3) 会議等への対応
 - ①市の障害者施策推進協議会や関連する会議等への担当者の出席（3回程度）、委員意見の取りまとめ、議事録の作成、委員会意見等を反映した計画案の修正及び会議開催に伴う計画案に関する資料の作成等の支援を行う。
 - ②その他、会議等の運営に係る必要な事項、アドバイス等
- (4) 関連計画との整合性の確保
 - ①市の各種計画（総合計画、地域福祉計画、障害者計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等）との整合性を図り、必要な調整等を行う。
 - ②国、県の計画、制度及び法令等との整合性を図る。
- (5) 関係団体等とのヒアリング等
 - ① ヒアリング等への担当者の出席（2回程度）
 - ② ヒアリング等結果の分析等
 - ③ その他、ヒアリング等に係る必要な事項
- (6) その他
市障がい福祉課との連携及び策定に必要な関係課等との連携を図ること

5. 成果品

- (1) 宮古島市第7期障がい福祉計画及・第3期障がい児福祉計画書 150部
(表紙：カラー印刷、本文：モノクロ、一部カラー)
- (2) 宮古島市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画書の電子媒体 一式
※電子媒体は、PDFと加筆可能なデータ形式（Word、エクセル）とする。

6. 守秘義務

本業務において取得することになった個人を特定できる情報については、その秘密を外部へ漏らしてはならない。業務終了後も同様とし、この業務に携わる従業員全員に徹底させること。

7. その他

- ・受託者は、作業の方法や手順及び作業実施に必要な事項について事前にうち合わせを行い国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打ち合わせは必要に応じて行う。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- ・計画等の成果品は、宮古島市に帰属し、市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本市と受託者間で協議の上定めるものとする。